

信州首都圏総合活動拠点～しあわせ信州シェアスペース～（銀座NAGANO）  
イベントスペース利用要項

令和8年2月20日改定

## 1 趣旨

この要項は、信州首都圏総合活動拠点「銀座NAGANO～しあわせ信州シェアスペース～」（以下「銀座NAGANO」という。）において、イベントスペースを利用する際の必要な事項を定めるものとする。

## 2 利用条件

- (1) イベントスペースを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次に該当するものとする。
- ① 長野県及び長野県内の市町村・広域連合
  - ② 長野県内に本社、研究所及び工場等が所在する企業、団体、又は居住する個人
  - ③ その他信州首都圏総合活動拠点所長がその利用を認めた者
- (2) イベントスペースで実施できる事業は、次に該当するものとする。
- ① 長野県外の居住者との交流等により、長野県のブランド力向上に寄与するもの
  - ② 長野県への誘客、移住、その他長野県への来訪又は定住に寄与するもの
  - ③ その他信州首都圏総合活動拠点所長がその利用を認めたもの

## 3 利用可能日時

- (1) 利用可能日は、年末年始等の特定日を除く毎日とする。
- (2) 利用可能時間は、10時00分から19時00分までとし、最小1時間から利用可能とする。ただし、同一日におけるイベントスペースの利用時間は連続した時間とし、予約の時間帯の間に予約のない時間帯が発生する予約はできないものとする。  
また、2階での事業開始時間は11時00分以降とする。
- (3) 搬入、設営、撤収等は、利用申請時間内で行うものとする。
- (4) 土曜日、日曜日、祝日に開催する事業は、一般向けの内容のものとする。

## 4 イベントスペース利用料（以下「利用料」という。）

- (1) 利用料は1時間あたり6,000円とする。ただし、下記に定める場合の利用料は無償とする。
- ① 長野県が主催、または共催する事業
  - ② 市町村及び広域連合が主催、または共催する事業のうち、各階年間10時間までの利用（以下、「無償枠」という。）。
  - ③ その他、信州首都圏総合活動拠点所長が利用料を無償とすると認めた事業
- (2) 無償枠は市町村等単独での利用のほか、以下のような形態で利用することができる。ただし、2階と5階の無料枠を流用することはできない。
- ① 市町村や広域連合と共に、企業等が連携して実施する事業での利用
  - ② 複数市町村が保有する無償枠を持ち寄っての利用
- (3) 納付後の利用料又は利用決定後の無償枠については、利用者の意図や行為とは関係なく、やむを得ず事業の開催が中止となった場合に限り、利用料又は無償枠（以下「利用料等」という）を返還する。

## 5 事業運営にかかる費用等について

- (1) 参加する者からお金を徴収する場合（以下、「参加料」という。）の取り扱いについて  
事業の参加者管理（参加者募集、申込受付、キャンセル対応、キャンセル待ち受付）は、銀座NAGANO公式ホームページの機能を利用し、銀座NAGANOが代行して行うものとする。参加者の状況について、銀座NAGANOは募集開始から 10 日後、及び前日に参加者の人数を主催者へ通知するものとする。  
参加料は、原則として銀座NAGANO公式ホームページの決済機能を利用するものとし、銀座NAGANOが代行して徴収する。  
徴収した参加料は、後日決済手数料として参加料の 10%を控除した額を指定の口座に振込をするものとする。
- (2) イベントスペースにおいて、物産販売を行う際の会計の取り扱いについては下記のとおりとする。
  - ① 銀座NAGANOにおいて会計を代行する場合  
銀座NAGANOにおいて会計を代行した売上について、後日レジ代行手数料として売上の 10%を控除し、残額を指定の口座に振込をするものとする。
  - ② 利用者が直接金銭を授受する場合  
利用者の責任において金銭の授受及び商品管理等を行うものとする。

## 6 利用申請

- (1) 利用申請期間
  - ① 次年度に開催を計画している事業で、前もって日程を決める必要があるものについては、年 1 回指定日を設け、申請を受け付ける。
  - ② その他の事業は、四半期毎に申請を受け付ける。
  - ③ 上記①及び②の期間において申請のなかった日時については、事業実施日の 28 日前の直前の日曜日まで申請を受け付ける。
- (2) 利用者の選定  
利用者より提出された利用申請に対して審査を行い、利用決定を行うべきものと認めるときは、その旨を利用者に通知するものとする。
- (3) 手続きの流れ  
利用者は、以下の手続きを行うものとし、手続きが適切に行われない場合は、申請はキャンセルされたものとみなす。
  - ① 利用者は、所定のWEBフォームより利用申請を行うものとする。
  - ② 利用料は、長野県より発送される納入通知書に基づき納入期限（原則、事業実施日の 14 日前）までに支払うものとする。
  - ③ 事業実施日の前月の1日までに「事業計画書（様式 1）【暫定版】」を提出するものとする。あわせて、銀座NAGANO公式ホームページで広報するため、事業の詳細情報及び写真を所定のWEBフォームより入力するものとする。  
なお、「事業計画書（様式 1）【暫定版】」の提出期限以後にイベントスペースの利用が決定した者は、利用決定後 7 日以内に「事業計画書（様式 1）【暫定版】」の提出及び詳細情報及び写真を所定のWEBフォームより入力するものとする。
  - ④ 「事業計画詳細（様式 1）【暫定版】」に基づき、利用者は銀座NAGANOのイベント担当スタッフと具体的な運営方法について協議・確認するものとする。その際に、指摘を受けた内容については、「事業計画書（様式 1）【確定版】」提出時点までに改善するものとする。  
また、物販を希望する場合は、同時に「販売品目申請書（様式 2）」を併せて提出する

ものとする。

- ⑤ 事業実施日の14日前までに、協議事項を反映した「事業計画書（様式1）【確定版】」として提出するものとする。
- ⑥ 事業終了後14日以内に、「事業結果報告書（様式3）」を提出するものとする。

## 7 利用日の変更

### (1) 利用日の変更要件等

利用者は利用決定後に開催日の変更を希望し、利用金額及び利用時間数に変更がない場合は、1回に限り利用日を変更できるものとする。なお、変更後に希望する利用日は年度を超えず、かつ利用日変更承認申請書提出時点におけるイベントスペース利用募集中の次の募集期間までとする。（ただし、翌四半期の利用申請期間中の開催日の変更を希望する場合は当該募集中の期間までとする。）

### (2) 変更の手続き

利用者は、利用日の変更をしようとするときは、利用日の14日前までに「利用日変更承認申請書（様式4）」を提出するものとする。

### (3) 利用日の変更決定

所長は前項の承認申請書の提出があったときは、当該承認申請書の審査を行い、利用決定の変更を行うべきものと認めた場合に、その旨を利用者に通知するものとする。

### (4) 事業実施日を変更した場合の取扱いについて

前項の規程に基づき、事業の実施日が変わった場合の利用料等は変更後の事業に充当するものとする。

## 8 利用の取消

### (1) 利用の取消

利用決定後にやむをえず利用を取消する場合において、利用者は「利用取消届出書（様式5）」を提出するものとする。

### (2) 利用を取消した場合の利用料の返還について

- ① 前項の規定に定める利用料等の返還については、下記ア、イの事由に該当する場合に限り利用予定者に返還するものとする。

ア 天災等により事業を実施することが困難と認められる場合

イ その他信州首都圏総合活動拠点所長が必要と認めた場合

- ② 返還すべき利用料がある場合は「利用取消届出書（様式5）」記載の口座へ返還するものとする。

## 9 利用者の責務

(1) 事業の適正な運営の確保と来館者の安全かつ快適な利用を最優先し、関係者をイベントスペースに常駐させ、善良な管理義務をもって使用するものとする。

(2) 利用者の責めに帰すべき事由による事故及び損害（イベントスペースの常設備品の破損等も含む）については、利用者の責任において処理するものとする。

(3) 利用者は銀座NAGANOの事業担当スタッフの指示に従い、イベントスペースの清掃及び原状回復を行うものとする。

(4) 事業の集客、宣伝、広報については、銀座NAGANO公式ホームページへの掲載を除き、原則として利用者の責任において行うものとする。

附則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和3年10月25日から施行する。

附則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和7年1月24日から施行する。

附則

この要項は、令和7年9月4日から施行する。

附則

この要項は、令和8年2月20日から施行する。